

(保護者記入欄)

登園届

万博れんげ保育園 園長殿

園児氏名 _____

____月 ____日 医療機関 _____ において

(↑ 受診日をご記入ください)

病名『 _____ 』と診断されました。

医師より、症状が回復し集団生活に支障がなく、
____月 ____日 に登園可能との説明があったため、登園します。

提出日 _____ 年 ____月 ____日

保護者名 _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園届の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

症状のみで診断できる場合は病院での検査の必要はありません。医師の指示に従って下さい。

以下の感染症は医師による診断の上、上記枠内に保護者が記入してください。

○医師から登園可能と判断を受けた上で、保護者が記入した登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
感染性胃腸炎	症状がある間と症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルス・細菌を排出するので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂痂化してから
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと

※突発性発疹、川崎病は、発熱がなく全身状態が良ければ登園可能ですが、医師の許可を受けてから登園して下さい。

※アデノウイルスが原因である 咽頭結膜炎(プール熱)や流行性角結膜炎(はやり目)は感染力が強いため、医師記入の『登園許可証明書』が必要になります。

※以下の感染症は、登園許可書・登園届を提出する必要はありませんが、医師の判断を受けてから登園してください。また、診断内容を職員にお伝えください。

病名	注意事項
伝染性膿痂疹(とびひ)	ガーゼなど通気性のよいもので覆う事が望ましい
伝染性軟属腫(水いぼ)	水いぼが破れている所は、ガーゼなど通気性のよい物で覆う事が望ましい
アタマジラミ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー・パウダー等で駆除する